

小室中学校PTA個人情報取扱規則

（目的）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき小室中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定める。

（定義）

第2条 この規則に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。

（責任者、管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの責任者はPTA会長とし、管理者は副会長とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 役員・会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) お手伝い係りの名簿作成・送付
- (4) 保険への加入、役員選考委員会による選考のための使用
- (5) 広報紙などへの掲載、PTAが加入する保険手続きに必要な事項
- (6) PTA活動における活動の充実と質の向上、表彰に関する事項
- (7) 記念行事に関する事項

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は管理者立会いのもとの、適正かつ速やかに処分する。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送信も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

(個人情報の提供)

第11条 第7条における利用目的達成のため、必要な範囲内で下記第三者に会員の個人情報を提供する場合があります。提供停止を希望される会員につきましては、下記 4.第三者への提供停止手続きに基づき、ご請求を頂いた場合には、直ちに提供停止措置をとります。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童（生徒）の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 小室中学校から求められ、必要と本部役員が認めた場合

(6) PTA 活動において必要な場合

特定の場合の具体例	特定の第三者の具体例
生徒参加の地域行事	小室地区青少年健全育成会
家庭教育セミナー	小室公民館
お手伝い担当の重複を防ぐ	小室小学校PTA

2.提供する個人情報の範囲

- ・小室地区青少年健全育成会（お手伝い担当者氏名、連絡先）
- ・小室公民館（PTA 担当者の氏名、連絡先）
- ・小室小学校PTA（お手伝い担当行事重複を防ぐため必要な情報）

3.提供の手段または手順

書面または口頭による直接提供

4. 第三者への提供停止手続き

- (1)「利用停止等請求書」への記入、提出。
- (2) 第三者への提供停止のご請求ができる方
本人（提供停止の対象となる個人情報で特定される方）
代理人（本人より委任された方、または親権者等の法定代理人）

（第三者提供に係る記録の作成等）

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第6号を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第13条 第三者（第11条第1号から第6号を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情は次のように処理する。

- （1）受付窓口はPTA会議室に置き、責任者が対応する。
- （2）適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第18条 本会の「小室学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成30年5月2日より施行する。

平成31年4月25日より一部改正